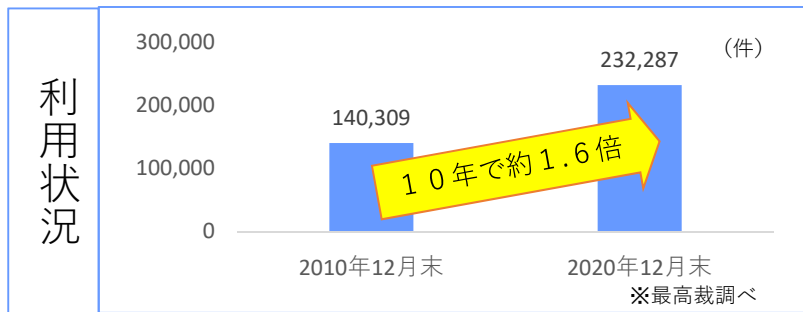


成年後見制度の利用促進に向けて

日本弁護士連合会

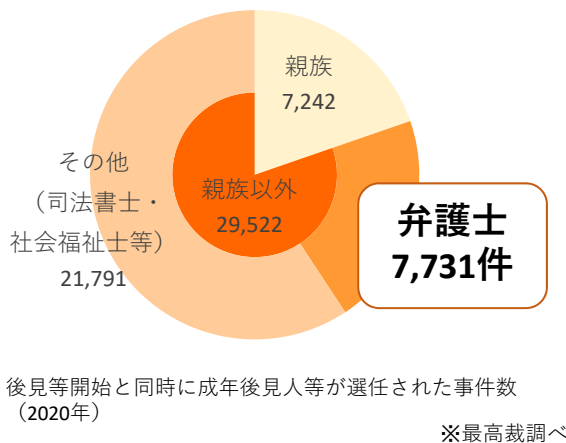
成年後見制度とは

- ▶ 認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方々が、財産管理（不動産や預貯金等の管理、遺産分割協議等の相続手続など）
身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）等の法律行為を行うことが難しい場合に、本人を法的に保護し、支援する制度



潜在的なニーズは
1000万人以上、
利用は不十分

成年後見制度の担い手



弁護士の専門職後見人が期待される事案

- ▶ 訴訟、交渉等を要する法的課題がある
- ▶ 財産管理等に親族間の対立がある
- ▶ 虐待がある
- ▶ 消費者被害などの権利侵害がある
- ▶ 管理財産が複雑、高額の財産がある
- ▶ 成年後見人を担う適切な家族等がない

成年後見制度は、財産の有無に関わらず、安全で平穏な生活のため
すべての人のセーフティネットとして重要な役割

現状の課題と解決のために

- ▶ 本人に資力がないために成年後見制度の利用を躊躇するケースの存在
- ▶ 弁護士がボランティアとして活動している事案（無報酬事案）の存在

利用者団体からも
「専門性に見合った相応の対価を」
との声

成年後見制度利用支援事業（低所得の高齢者・障がい者
に対する報酬助成制度）の拡充を